二　前号に掲げる事務に関する前項第三十二号に掲げる事務	高度専門職、法律・会計業務、研究、技術・人文知識・国際業務及び企業内転勤を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（在留管理情報担当が分担する事務を除く。）、第九号（在留管理情報担当が分担する事務を除く。）、第十二号（在留管理情報担当が分担する事務を除く。）及び第三十二号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
就労審査第一担当	
［略］	［略］

3　［略］

（首席入国警備官の職務）

第八条　［略］

2　東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局及び大阪出入国在留管理局に置かれる首席入国警備官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
東京出入国在留管理局	［略］	
	調査第三担当	前項第二号に掲げる事務のうち違反事件に関するもの（調査第一担当、調査第二担当及び調査第五担当が分担する事務を除く。）及びこれを端緒として行う同項第十五号に掲げる事務並びにこれらの事務の遂行に際して行う同項第十六号に掲げる事務
	調査第四担当	前項第十五号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務及び同項第十七号に掲げる事務並びにこれらの事務の遂行に際して行う同項第十六号に掲げる事務
	調査第五担当	前項第二号に掲げる事務のうち司法警察員、検察官、矯正施設の長又は地方更生保護委員会から通報又は容疑者の身柄の引渡しを受けた違反事件に関するもの及びこれを端緒として行う同項第十五号に掲げる事務並びにこれらの事務の遂行に際して行う同項第十六号に掲げる事務
［略］	［略］	

3　［略］

（出張所に置く監理官及び首席審査官）

第二十二条　札幌出入国在留管理局千歳苫小牧出張所、福岡出入国在留管理局福岡空港出張所及び福岡出入国在留管理局那覇支局那覇空港出張所にそれぞれ監理官一人及び首席審査官四人を、札幌出入国在留管理局函館出張所、仙台出入国在留管理局青森出張所、仙台出入国在留管

二　前号に掲げる事務に関する前項第三十二号に掲げる事務	高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、研究、技術・人文知識・国際業務及び企業内転勤を目的とする外国人について、前項第五号、第八号（在留管理情報担当が分担する事務を除く。）、第九号（在留管理情報担当が分担する事務を除く。）、第十二号（在留管理情報担当が分担する事務を除く。）及び第三十二号（在留資格取消担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
就労審査第一担当	
［同上］	［同上］

3　［同上］

（首席入国警備官の職務）

第八条　［同上］

2　東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局及び大阪出入国在留管理局に置かれる首席入国警備官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
東京出入国在留管理局	［同上］	
	調査第三担当	前項第二号に掲げる事務のうち違反事件に関するもの（調査第一担当及び調査第二担当が分担する事務を除く。）及びこれを端緒として行う同項第十五号に掲げる事務並びにこれらの事務の遂行に際して行う同項第十六号に掲げる事務
	調査第四担当	前項第十五号（他の担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務及び同項第十七号に掲げる事務並びにこれらの事務の遂行に際して行う同項第十六号に掲げる事務
［同上］	［同上］	

3　［同上］

（出張所に置く監理官及び首席審査官）

第二十二条　札幌出入国在留管理局千歳苫小牧出張所、福岡出入国在留管理局福岡空港出張所及び福岡出入国在留管理局那覇支局那覇空港出張所にそれぞれ監理官一人及び首席審査官四人を、札幌出入国在留管理局函館出張所、仙台出入国在留管理局青森出張所、仙台出入国在留管